

茂原市学校給食用物資納入業者登録等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茂原市が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）について、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資の納入業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「給食用物資」とは、茂原市学校給食用物資納品規格書（別表1）に定める内容を満たした物資をいう。

(登録の遵守事項)

第3条 この要領に基づいて給食用物資の納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関係法令等を遵守すること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員による保健衛生の管理監督を行うこと。
- (3) 本市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日、時間及び指定した場所に納入できる運送能力を有すること。この場合において、不測の事態に対し、誠実かつ迅速に対応すること。
- (4) 製造、加工及び配送に携わる従業員全員の検体検査を1か月に1回以上実施し、衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出すること。
- (5) 随時立ち入り検査等については、速やかに応じること。

(登録の申請)

第4条 登録の申請資格は、茂原市入札参加資格を有する者、茂原市内に本社若しくは本店等を有する法人又は茂原市内に主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）、茂原市の給食用物資の納品に関して過去の実績がある者のいずれかに該当する者であって、次の各号に該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に定める事項に該当する者
- (2) 納期限の到来した法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (3) 納期限の到来した茂原市税等（延滞金を含む。）を完納していない者
- (4) 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

- (5) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
 - (6) 茂原市暴力団排除条例（平成4年茂原市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- 2 申請者は、茂原市学校給食用物資納入業者登録申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める申請時期、方法等により申請するものとする。
- (1) 登記事項証明書又は身分を証明する書類
 - (2) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
 - (3) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (4) 市税等完納及び特別徴収に関する証明書
 - (5) 誓約書（別記第2号様式）
 - (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく許可を要する事業所については、食品営業許可証の写し及び当該所管保健所の「食品衛生監視票」又は「食品営業施設巡回票」の閲覧に関する同意書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 茂原市物品等入札参加資格者名簿に登録している申請者は、前項第1号から第5号までの書類を省略することができる。
- （取扱物資）
- 第5条 茂原市学校給食用物資納入業者登録の対象として取り扱う給食用物資は、茂原市学校給食用物資納品規格書（別表1）に掲げる給食用物資とする。
- （納品場所及び納品時間）
- 第6条 給食用物資を納品する場所は、茂原市学校給食センター及び茂原市学校給食センターが指定した各学校とし、納品時間は、茂原市学校給食センターが指定する時間とする。
- （登録の有効期間）
- 第7条 登録の有効期間は、4月1日から2年間とし、2年毎に新たな申請を要するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- （登録者の扱い）
- 第8条 市長は、第4条第2項の規定により登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、茂原市学校給食用物資納入業者登録名簿（別記第3号様式）に登録し、名簿は茂原市のウェブページに掲載する。
- 2 登録の結果は、茂原市学校給食用物資納入業者登録結果通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。
- （登録の変更及び廃止等）
- 第9条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、茂原市学校給食用物資納入業者登録事項変更届（別記第5号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

2 登録者は、事業を廃止又は休止した場合等により、名簿登録を廃止又は休止しようとする場合は、茂原市学校給食用物資納入業者登録廃止等届（別記第6号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

（登録の取り消し等）

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する事項を遵守することができない場合
- (2) 第4条第1項に規定する登録申請資格を満たさない場合
- (3) 著しく品質の劣る食材を納入した場合
- (4) 登録に係る事業を廃止した場合
- (5) 登録名簿からの廃止を届け出た場合
- (6) 金銭的信用を著しく欠くと認められた場合
- (7) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (8) その他学校給食の運営にあたって、著しく適性を欠くと認められた場合

2 市長は、登録者が茂原市物品等入札参加資格指名停止処置要領の規定により、停止処置等を受けた場合は、当該要領に準じた措置を行うものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月15日から施行する。